

令和7年第7回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年7月28日(月) 午後2時00分から午後3時08分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者(14人)

I. 農業委員(8人)

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
”	3 番	濱 由美子
”	4 番	山岡 啓助
”	5 番	早出 澄雄
”	6 番	清水 江身子
”	7 番	山田 和男
”	8 番	高林 敬子

II. 推進委員(2人)

	小口 建二
	伊藤 範雄

III. 事務局職員(4人)

次 長	宮坂 征憲
統括主幹(農政)	今井 啓智
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員

山崎 和彦

5. 議事録署名委員

3 番	濱 由美子
6 番	清水 江身子

6. 議 事

- ・議案第27号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 定刻になりましたので、これから令和7年第7回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は山崎推進委員が欠席していますが、過半数出席していますので、本総会はここに成立していることを宣言します。それでは宮澤会長から挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番 濱由美子 委員、6番 清水 江身子 委員 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第27号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。1番、地区は駒沢地区です。高林委員よろしくお願ひします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を辰野方面に進み、川岸東四丁目信号機を右折、JR中央本線を越えたところに位置します。現地は中央道工事が出た残土で埋め立て耕地整備を行った場所で、優良な水田地帯のほぼ中央にあります。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には譲渡人と譲受人の2名が立ち会いました。譲渡人が高齢により耕作を廃業するにあたり、耕地整備組合の一員である譲受人が買い取り、耕作を続けることになったそうです。現地は農業用の道路水路により区画整理されており、境界に問題はありませんでした。譲受人は定年退職後、地域の農地を積極的に引き受け、学校給食に食材を提供するなど地域の農業振興に寄与されております。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は中屋地区です。早出委員よろしくお願ひします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、中屋区公民館を下諏訪方面に進み、扇橋を南に100mほどのところで、東側には十四瀬川を挟んで信濃医療福祉センター

があります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。譲渡人は、遠方に居住しており申請地を有効に利用できないので譲受人に申請地を贈与したいとのことです。また、譲受人は農業経験があり、譲渡人の要望に応じて申請地を受贈し農地として有効に利用したいとのことです。以上、所有権移転に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま早出委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 譲渡人と譲受人の関係は兄弟ですか。今までどなたが耕作していたのですか。

早出委員 兄弟です。弟さんが耕作していました。

山岡委員 耕作していた方がそのまま相続をするということでしょうか。今後も続けて耕作をするということでしょうか。

早出委員 その通りです。

議長 公図に贈与手続中とありますが、どういうことでしょうか。

後藤主任 申請地に隣接している▲▲についての情報が書かれております。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、事務局から説明をよろしく申し上げます。

宮坂次長 農地法第3条の規定による許可処分の貸借について、新規の1件でございます。内容的に特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。議案第27号は以上です。続きまして、議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は今井地区です。今井委員よろしく願います。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、市立今井保育園の道を挟んで南隣に位置します。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

譲受人は譲渡人の娘婿で、譲渡人と娘夫婦が現地調査に立ち会いました。次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請地は上向遺跡があり、教育委員会と協議するよう指導しました。また、周辺関係者の了解を得ているとのことです。土地の大きな形状変更はないとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますよう願います。

議長 ありがとうございます。ただいま今井委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は今井地区です。今井委員よろしく願います。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、林金属工業(株)リサイクルセンターの東側に位置します。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には譲受人が立ち会いました。隣接地との境界は、コンクリート柱、刻み等により明確になっていました。北側A区画にある住宅は取り壊し、B・C区画と共に分譲することです。また、周辺関係者の了解を得ているとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますよう願います。

議長 ありがとうございます。ただいま今井委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

山岡委員 議案書には3区画とあり、農地の申請の該当は2区画になりますが、この書き方

は正しいのでしょうか。

後藤主任 1つの宅地分譲の事業として考えると、3区画でよいかと思っています。県に進達する時には、農地と農地以外の全体面積を計算して提出しています。

山岡委員 住宅の面積は入っていないですか。

後藤主任 農地転用については住宅の面積は入れていません。

高林委員 議案書の書き方では「転用内容」と書かれているので、2区画になるのでしょうか。

山岡委員 3区画の内2区画が転用と書かれていれば分かるのではないのでしょうか。

後藤主任 3区画の内2区画と書かれていると分かりやすいですね。議案書の「3区画」の下に括弧をして「内2区画」と加筆修正していただいてよろしいでしょうか。

議長 以上でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は小井川地区です。小口委員よろしくをお願いします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、今井新道を国道方面に上り、消防署と松本日産自動車(株)を右折し進み、(有)太陽電気工事店を左折し、200mほど進んだ右側に位置します。周辺はすべて住宅街となっております。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。境界につきましては周りがすべて住宅地のため、コンクリート柱等で明確になっていました。造成については、高低差が無いため、盛り土等をせず現状のまま利用するとのことです。排水計画ですが、生活排水については公共用下水道に接続、雨水は宅地内処理をするとのことです。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。なお、譲受人は現在東京都に居住しておりますが、出身は岡谷市とのことで、勤務形態がリモートワークのため申請地に住宅を新築し、家族及び母と共に居住したいとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は西堀地区です。小口委員よろしくをお願いします。

小口委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道岡谷下諏訪線を下諏訪方面に進み、岡谷東高校前信号機を左折し、200mほど上り右折し、70mほど進み左折し、100mほど進んだ、中央本線高架橋の手前に位置します。周辺は住宅地です。申請内容を申し上げます。

[議案書を朗読]

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。境界につきましては、赤のコンクリート杭等で明確になっていました。また法面については、敷地内は平坦であり、現況のまま整地するとのことです。排水については、雨水は敷地内地下浸透処理、汚水・雑排水は公共下水道に接続するとのことです。また、申請地は埋蔵文化財地域ではありません。なお、譲受人は現在妻の実家に居住しており、独立して生計を営むため、母の所有する申請地に住宅を新築したいとのことです。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま小口委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

濱委員 議案書の転用内容の目的が住宅敷地とありますが、すぐ建てる計画ではないということでしょうか。

後藤主任 提出された申請書のとおりで書いています。意味の違いはありません。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、4番を決定とさせていただきます。続きまして、5番、地区は中村地区です。早出委員よろしくをお願いします。

早出委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を湖北トンネル方面に進み、山ノ手橋信号機のコイン精米機の裏手50mほど進んだところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には譲受人が立ち会いました。申請地は、区画整理された土地で、刻印が入っており境界は明確になっています。また、申請地は榎垣外遺跡の埋蔵文化財地域に指定されておりますので、教育委員会と協議するよう指導しました。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま早出委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、5番を決定とさせていただきます。続きまして、6番、地区は東堀地区です。山田委員よろしく申し上げます。

山田委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、県道下諏訪辰野線を長地小学校方面に進み、柴宮西信号機を右折し、金子工務店(株)を左折し、100mほど進んだところに位置します。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査にはハウスメーカーの社員1名が立ち会いました。申請地の南側は市道、東側西側北側は宅地で、市道との境界はピンが埋められており、東側にはコンクリート柱があり、明確になっていました。南側の道路は4m幅が無いため、住宅建築の時に50cmほど後退することになっております。排水計画については、汚水は公共下水道に接続し、雨水は敷地内の浸透処理を行うとのことでした。また、隣接する土地所有者には説明して了承を得ているとのことでした。また、申請地は榎垣外遺跡の埋蔵文化財地域に指定されておりますので、教育委員会と協議するよう指導しました。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山田委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、6番を決定とさせていただきます。続きまして、7番、地区は東堀地区です。山田委員よろしくお願ひします。

山田委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、市道東堀線を諏訪湖方面に進み、長地権現町1・2信号機を左折し、400mほど進み、小清水川を渡り100mほど進み、左折し、さらに100mほど進んだところに位置します。JR中央本線の線路沿いにあります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には申請代理人が立ち会いました。申請地の北側東側は市道と用悪水路があり、西側は宅地、南側は畑で、それぞれ境界にはコンクリート柱、プラスチック杭、刻み等が入っており明確になっていました。譲渡人は相続により当該土地を取得したが、現在東京に住んでおり、維持管理が難しく、以前より処分を考えていたところこの話がまとまったとのことです。南側に農地があるため、境界より15mくらい離して建築し、耕作地に影響を与えないよう充分配慮するとのことです。排水計画については、汚水は公共用下水道に接続、雨水は敷地内で浸透処理を行うこととあります。また、隣接する土地の所有者には説明をして了承を得ているとのことです。なお、申請地は埋蔵文化財地域に指定されておりません。以上、農地転用に関して特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま山田委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、7番を決定とさせていただきます。議案第28号は以上です。続きまして、報告をお願いします。

後藤主任 事務局より報告させていただきます。今日、2枚配布させていただきましたが、先に農地法第18条第6項の規定により農地賃貸借契約の解約等の通知書が提出されましたので報告いたします。件数は1件で、地区は鮎沢地区です。借り人の規模縮小ということで、合意解約の通知が提出されました。もう1枚は農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の転用について、下記の通り届出書が提出されたので報告いたします。件数は1件で、地区は東堀地区です。農作業車両通行のため農作業通路を作るということで届け出されましたので報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 何かありますでしょうか。特にないようですので、以上をもちまして、令和7年
第7回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後3時08分】

令和7年7月28日

議長 氏名 宮澤 淑

議事録署名委員 氏名 濱 由美子

氏名 清水 江身子